

危険業務従事者叙勲

第44回危険業務従事者叙勲受章者が発表されました。
大垣市関係者では、次の方が栄誉に輝きました。

《瑞宝双光章》 平松 利之 氏 元大垣消防組合消防監／消防功労
清水 均 氏 元大垣消防組合消防司令長／消防功労

《瑞宝単光章》 安藤 高之 氏 元県警部補／警察功労
浅井 浩治 氏 元3等陸尉／防衛功労

案内

軽自動車税種別割の 納税通知書を発送

軽自動車税種別割の納税通知書を5月1日に発送します。

軽自動車税種別割は、毎年4月1日時点の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車の手続きをした場合も、令和7年度分の軽自動車税種別割は課税されます。

納期限は6月2日です。

詳しくは、課税課諸税グループ（☎47-8143）へ。

一般廃棄物減量 計画書の提出

市は毎年、大規模事業所に対し、「一般廃棄物減量計画書」の提出をお願いしています。

対象の事業所へは、5月上旬に関係書類を発送します。

＊対象／事業用途に供する延べ床面積が1,000㎡以上の事業用大規模建築物の所有者または占有者

＊提出期限／6月2日

＊問合せ／環境政策課（☎47-8638）へ

心配ごとや悩みごとなど 民生委員・児童委員へ

5月12日は、「民生委員・児童委員の日」です。

同委員は地域を見守る身近な相談相手であり、専門機関へのつなぎ役です。市内では現在、365人の委員が担当地区で活動しています。

介護・子育て・生活困窮などの心配ごとは、ひとりで悩まず、民生委員・児童委員にご相談ください。

詳しくは、社会福祉課（☎47-7285）へ。

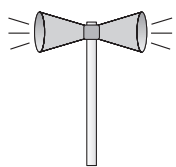


全国瞬時警報システムの伝達試験

地震や大規模なテロ、ミサイル攻撃など、国の緊急情報を発信する「全国瞬時警報システム（Jアラート）」の。その情報伝達試験が、5月28日（水）午前11時に、全国一斉に行われます。

それに伴い市は、防災行政無線屋外スピーカーと指定避難所などにある戸別受信機からの試験放送、および市メール配信サービス登録者などへの試験配信を行います。

詳しくは、危機管理課（☎47-7385）へ。



補装具巡回相談（整形外科）

＊対象／身体障害者手帳を所持している人

＊とき／6月4日（水）
午前10時～11時

＊ところ／中川ふれあいセンター

＊内容／補装具（車いす・装具など）の新規交付などに関する相談

＊持ち物／身体障害者手帳

＊備考／事前に障がい福祉課へ申請が必要

＊相談当日は必ず使用者本人が来場してください

＊問合せ／同課（☎47-7298）へ



公務員合同説明会

＊とき／6月7日（土）
午後1時～4時

＊ところ／光和ビル4階会議室（林町）

＊参加団体／岐阜県庁（資料設置のみ）、大垣市役所、大垣警察署、大垣消防組合、自衛隊大垣地域事務所

＊問合せ／自衛隊岐阜地方協力本部大垣地域事務所（☎73-1150）へ

「おおがき環境SDGsポイント」を 「ガキペイポイント」に交換できます

市では、環境イベントへの参加や資源循環の取り組みなどを行った人に配布してきた「おおがき環境SDGsポイント（エコ・アクション・ポイント）」を令和7年3月31日で終了し、4月1日から大垣市のデジタル地域通貨「ガキペイポイント」を配布しています。

現在お持ちの「エコ・アクション・ポイント」は、「ガキペイポイント」に交換できます。詳しくは、環境政策課（☎47-8638）へ。

▶交換方法／「エコ・アクション・ポイント」アプリ内の「ポイントを使う」から「ガキペイポイント」を選択して交換

※「エコ・アクション・ポイント」の有効期限と異なります

▶交換期限／令和7年7月31日

.....

「エコ・アクション・ポイント」は「大垣市限定アイテム」にも交換できます。交換期限は令和7年6月30日まで。

なお、大垣市では「エコ・アクション・ポイント」の新規付与はありません。

5月は「孤独・孤立対策強化月間」 仮想空間『つながルーム』を開設します

望まない孤独（自分自身がひとりぼっちと感じる主観的な状態）と孤立（社会とのつながりや助けが少ない客観的な状態）の問題は、悩みや困りごとが生じた際に、1人で抱え込んでしまうことで精神的に追い込まれ、複雑化してしまうことです。年齢や属性などに関わらず、誰にでも起こり得るこの問題は、周囲の人とのつながりやささやかな会話などで、軽くできる可能性があります。

市では、「どこかに行って話すのは抵抗があるけど、話したい、話を聞いてほしい」の声にこたえて、社会福祉士や保健師に相談もできる仮想空間『つながルーム』を開設します。

▶とき／①5月29日（木） 午後2時～5時

②5月30日（金） 午後6時～9時

③6月11日（水） 午後6時～9時

④6月17日（火） 午後2時～5時

※いずれも要事前申込（各日先着50人）

▶内容／仮想空間でアバター（ネット上のキャラクター）を操作し、情報を確認したり、音声やチャットなどをしたりして交流する

▶申込／5月7日から、申込ページで申込

▶問合せ／社会福祉課（☎47-8631）へ



申込ページ

快適な暮らしを支える下水道

▶下水道に流すと良くないもの

下水道は何を流してもいいというわけではありません。

水に溶けにくいティッシュ・紙おむつ・生理用品などをトイレに流すこと、食べ残しなどの固形物、天ぷら油の廃油などを台所に流すことは、排水管の詰まりの原因となります。また、トイレに流せるティッシュ・掃除シートなどでも、一度に大量に流さず、少量ずつ流すようにしてください。

一人一人がルールを守り、下水道を正しく使いましょう。

▶下水道への切り替えはお早めに

市は、清潔で住みよい街にするため、下水道整備を進めています。お住まいの地域で、下水道が利用できるようになりましたら、お早めに切り替えていただきますようお願いします。

工事費用の見積もりや施工は、市指定の下水道排水設備指定工事店（市HPに一覧を掲載）にご依頼ください。

詳しくは、下水道課（☎47-8713）へ。



市HP